

ミツヒロニュース



7月1日、税理士法人 光パートナーズを設立いたしました。今まで個人事務所として運営してまいりましたが、多様化する社会の要請と環境変化に対応すべく、事業形態を法人組織化しました。今後も皆様にとって最も身近な相談相手として、税務はもちろんのこと、経営、事業承継など、お客様の夢を実現するために真のパートナーシップを目指して活動してまいります。税理士・職員一同、より一層の研鑽を重ね高品質のサービスをご提供するとともに、今まで以上に強固な信頼関係を築けるよう努めて参ります。

今後とも一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

光 廣 昌 史

今月のトピックス

◇社会保険料の削減方法に制限か？

◇法人クレジットカードの
社員の不正利用事件

◇空き家の譲渡所得の
3,000万円特別控除

◇今月のお勧めセミナー
第3回 相続セミナー
相続の争いを防ぐ
「遺言のススメ」



◇あとかき
「渡る世間…」

社会保険料の削減方法に制限か？

社会保険料において、標準賞与額の上限を利用し月収を著しく低額にする一方で高額な賞与を支給することで負担総額を減少させる「社会保険料削減スキーム」について、厚生労働省社会保障審議会は標準賞与額の上限引き上げを議題に上げ同スキームの封じ込めを検討しています。

令和6年9月30日に開催された第183回社会保障審議会（医療保険部会）で、「最低賃金の状況も踏まえれば、標準報酬月額5.8万円等にはどういった方が該当しているのか」との疑問に対するヒアリング結果として、代表者や役員が「報酬を極端に低く設定し、高額な賞与を支給しているケースも存在する」との報告とともに、「標準賞与額の上限についてどう考えるか」という問題提起がされました。さらに、令和6年11月21日に開催された第186回同部会では、「標準賞与額の上限に該当する者のうち標準報酬月額が30万円以下の者の人数は令和2年から令和5年の間で約1.6倍に増加」しているというデータとともに、現在も同スキームの導入企業が増加傾向にあることが示され、標準賞与額の上限引き上げが議題とされました。

1. 社会保険料削減スキームの仕組みとは？

社会保険料削減スキームとは、健康保険・厚生年金保険料の計算上、月収については「標準報酬月額」、賞与については「標準賞与額」という、保険料の計算対象となる報酬金額の上限がそれぞれ設けられていることを利用し、年収の大半を賞与として支給することで社会保険料の年間負担総額を減らす仕組みのことです。

役員賞与にかかる社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料）には上限が設けられています。具体的には、健康保険料の上限は年間573万円、厚生年金保険料の上限は1回の支給につき150万円です。

これらの上限を超える部分については社会保険料がかからないということになります。この仕組みを利用することで、役員報酬の設定を工夫し、社会保険料の支払いを大幅に削減し、節約することが可能になります。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

役員賞与を増額し、毎月の役員報酬を調整することで、年間の社会保険料を大幅に節約することが可能です。役員報酬と役員賞与のバランスを見直すことで、どのように社会保険料の負担を軽減できるかについて詳しく解説します。

例えば、年収 1,200 万円の給与所得者の毎月の給与を標準報酬月額 lowest等級に該当する著しく低い額 10 万円に設定する一方で、年収残額の 1,080 万円をすべて一時の賞与とする場合、賞与のうち標準賞与額上限（健康保険 573 万円、年金 150 万円）を超える部分については社会保険料計算の対象外となります。

その結果、年間の総報酬額が同じ 1,200 万円であっても、役員報酬として毎月 100 万円を支給するより、毎月の役員報酬は 10 万円に押さえて、年に一度、高額役員賞与 1,080 万円を支給することにより、社会保険料を年間約 220 万円削減することができます。

	役員報酬のみ	役員報酬 + 賞与
毎月の役員報酬	100万円/月	10万円/月
役員賞与	—	1,080万円
年間の総報酬額	1,200万円	1,200万円
毎月の健康保険料	99,700円/月 (100万円× 9.97%)	9,970円/月 (10万円×9.97%)
毎月の厚生年金保険料	183,000円/月 (100万円×18.3%)	18,300円/月 (10万円×18.3%)
毎月の社会保険料（年間）	3,388,800円	338,160円
賞与の健康保険料	—	571,854円 (573万円×9.97%)
賞与の厚生年金保険料	—	274,500円 (150万円×18.3%)
賞与の社会保険料		846,354円
年間の社会保険料	3,388,800円	1,184,514円
差 額		2,204,286円

2. なぜ見直しの動きが出ているのか？

このスキームは長年にわたり合法的に活用されてきましたが、最近になって厚生労働省が見直しに着手しています。背景には、「年収 1,200 万円の人が、通常ならばかなり高額な社会保険料を支払うべきところ、毎月の給与を低く抑えているためにほとんど社会保険料を払っていない」という不公平な状況が指摘されています。

特に注目されたのが、令和 6 年 9 月 30 日に行われた厚生労働省の第 183 回社会保障審議会医療保険部会です。この会議で「標準報酬月額 5.8 万円から 7.8 万円の被保険者」について議論され、低額報酬の一部が不正利用されているケースが明らかになりました。特に、代表取締役や役員のケースとして「報酬を極端に低く設定し、高額な賞与を支給しているケースが存在する」と問題視されました。

3. 社会保険料削減スキームの終了で予想される影響

この見直しにより、経営者や役員が活用していた社会保険料削減スキームが終わる可能性が高まっています。具体的には、現行の標準賞与額上限額（年間 573 万円・年度単位）を引き上げるといった、月給を極端に低く設定しているケースを是正する方向で議論が進んでいます。

この改正が行われると、経営者が今まで税制上の工夫として利用してきた方法が使えなくなり、年間の負担額が大きく増加する可能性があります。

4. いつから見直しが実施されるのか？

今回の見直しがいつ実施されるかについては、まだ確定していません。しかし、審議会での議論が進んでいることから、早ければ来年以降に改正が行われる可能性があります。

法人クレジットカードの 社員の不正利用事件

1. ほんの出来心から始まった私的利用

社員の経費精算に便利な法人クレジットカード。ある大手自動車メーカーの経理担当をしていた元社員が軽い気持ちで動画配信の「投げ銭」にカードを使ってしまった事件。初回は2019年4月、2回利用で3,000円程度。「やってみたら使えた」し、何も聞かれないので続けていたといいます。4年弱で3,262回、約4,300万円の損害を会社に与えました。

生活に苦労はしていませんでしたが、趣味の「投げ銭」に多くが使われていました。ネット上でお気に入りの動画配信者にお金やギフトを送る「投げ銭」は新型コロナウイルス禍を経て急速に普及しています。会社では物品購入などの経理事務を担当し他の社員のカード管理も任され、退職などで返却されたカードの受取窓口でもあり、そのカードにも手をつけるようになりました。推し活写真購入、旅行費用や、ジム費用、船舶免許取得等にも使っていました。

会社は匿名の通報を受けて内部調査で不正を確認、刑事告訴したのは2024年2月。背任容疑で元社員は逮捕されました。

2. 法定の供述からは課題が浮かぶ

① チェック体制の不備

- ・ 経費の承認時に明細書の添付が不要
- ・ カードの返却窓口を一人に任せていた
- ・ 予算抑制より使い切る風潮であったので厳しいチェックを妨げた

② 組織文化の影響

部署内では経費削減より「予算の使い切り」が優先される風潮があった

③ 責任の所在

上司は監督責任を問われ降格処分、会社の信用も失墜を免れなかった



3. 社会的影響

業務効率化の一環で経費精算のために法人向けクレジットカードを導入する企業は増えています。日本クレジットカード協会によれば24年3月の法人カード発行枚数は約1,170万枚。10年前と比べて1.8倍に増えています。会社と従業員の双方に利便性が高いのですが、その分管理には気をつけなければなりません。

再発防止には利用明細書の提出義務、カード利用履歴の定期的監査、複数人でのチェック体制を敷くほか、従業員への倫理教育、不正利用のリスクを周知させ、システムでも不正を自動検知できる仕組みの導入などを検討しましょう。

空き家の譲渡所得の 3,000 万円特別控除

1. 使いやすくなった？ 特別控除

被相続人(故人)の居住の用に供していた家屋や敷地等を相続した相続人が、相続開始の日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、一定の要件を満たしてその家屋や敷地等を譲渡した場合に、譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する、いわゆる「空き家の 3,000 万円控除」ですが、令和 5 年度の税制改正で、令和 6 年 1 月 1 日以降に行う譲渡については、一部要件等の変更がありましたので、おさらいしてみましょう。

2. 主な要件は変わらず

特例対象になる「家屋」および「敷地等」については、大きな変更はありません。大まかな要件としては

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋
 - ② 区分所有建物登記がされている建物でない
 - ③ 相続開始の直前に被相続人以外に居住していた人が居ない
(ただし被相続人が要介護認定を受けて老人ホーム等に入所していたなど、一定の要件を満たしていれば OK)
 - ④ 売った人が相続または遺贈により取得したもの
 - ⑤ 相続から譲渡までに事業や貸付または居住の用に供されていたことがない
 - ⑥ 売却代金が 1 億円以下
 - ⑦ 一定の耐震基準を満たすものか、被相続人居住用家屋の全部の取壊しをした後に敷地を売却する
(令和 5 年までの要件)
 - ⑧ 他の特例を使用していない
- 等があります。

3. 令和 6 年 1 月 1 日からの変更点

今までは耐震基準を満たしていない場合は、耐震改修を行うか、取壊した後に譲渡しなければなりませんでした。令和 6 年 1 月 1 日以降の譲渡については、そのまま売却しても、譲渡後に買主が譲渡の日の属する年の翌年 2 月 15 日までに耐震改修もしくは取壊しを行った場合でも、適用されることになりました。

また、譲渡所得の金額から 3,000 万円の控除については、相続人の数が 3 人以上の場合は 1 人あたり 2,000 万円の控除になりました。

参考文献： ■厚生労働省 ■ゆりかご倶楽部



今月のお勧めセミナー

第 3 回 相続セミナー

相続の争いを防ぐ「遺言のススメ」

遺言をしておけば、遺産にからむ争いを未然に防止することができます。そして、残された相続人は遺言者の意思にそった遺産の分配を円満に実現させることができます。ご本人のみならず、ご家族の皆様も奮ってご参加ください。

(開催日 7 月 2 日 (水) セミナー概要は、別紙案内をご覧ください。)

あしがき 和田です。先日 AI 橋田寿賀子脚本のドラマが BS で放送されていました。地上波の 2 時間番組だと思っていたので、たった 30 分の番組で拍子抜けしました。AI でコロナ禍における渡鬼を書くことができるのではないかと考えていたのですが、先は長そうです。長女 弥生はお年寄りが集まる場所をと自宅を改装し、次女 五月は幸楽で働き、三女 文子は旅行代理店、四女 葉子は設計事務所を経営し、五女 長子は岡倉で働き、夫の英作が訪問医療を行っていたはず。さらに五月の長男 眞は公認会計士です。で、コロナ禍を描くのに十分すぎるほどの材料が揃っています。亡くなられた方の作品が世に出ることには賛否があると思いますが、AI の進歩により、そういった作品が楽しめるといいなと思います。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町 5 番 20 号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

